

2025年2月14日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守り、
むつ中間貯蔵施設への搬入拒否等の要請について（依頼）

当県民の会は、青森県を核のゴミ捨て場としないために、高レベル放射性廃棄物最終処分地拒否条例等の活動を展開し、貴職に対してこれまで公開質問状及び要請文等でその実現を図って参りました、

しかし、貴職が昨年末に開催された国との核燃料サイクル協議会で、高レベル放射性廃棄物の搬出期限が、早ければ本年4月25日、遅くとも2045年4月までに、残り20年となりながら、この約束を果たすための具体的スケジュール及び国、事業者の役割、責任を求めなかったのは極めて残念であります。

つきましては、貴職に対して下記により要請しますので、その実現方に早急に取り組まれることをお願いします。

記

1、高レベル放射性廃棄物の搬出期限について

(1) 2025年4月25日及び2045年4月25日の搬出期限の約束を守ることについて、国、事業者から具体的かつ明確な担保を早期に得ること。

(2) 搬出に向けた具体的明確なロードマップ(工程表)の策定を国、事業者に早期に求めること。

(福島原発事故で発生した除染土の搬出は、2025年夏までにロードマップ策定予定)

(3) 搬出に関する県民説明会を開催し、県民の不安、懸念、疑問の払拭、解消を早期に図ること。

2、むつ中間貯蔵施設について

- (1) 第7次エネルギー基本計画(案)に六ヶ所再処理工場の長期利用に関する記述はあるが、同工場で再処理される保証がないことから、2025年の搬入計画中止を国、事業者に求めること。
- (2) 両電力会社は、中、長期計画とプルトニウム利用計画も示さず、日本原電は、原子力規制委が不合格とした敦賀2号機及び再稼働に地元同意を得ていない東海第2原発からむつ中間貯蔵施設への搬入計画を公表した。このことは、原発敷地内での貯蔵が可能で、中間貯蔵施設不要を証明したことであり、中間貯蔵計画の中止を国、事業者に求めること。

3、第7次エネルギー基本計画について

- (1) 同計画(案)は、仮定に仮定を重ね、絵に描いた餅の核燃料サイクル推進と六ヶ所再処理工場の竣工、長期利用を口実に、再処理の目途のたたない使用済核燃料と核のゴミを青森県に更に増やす内容であり、知事は同計画(案)に反対を表明し、核燃料サイクル推進に協力しないことを明言すること。
- (2) 同計画(案)の「むつ中間貯蔵施設等の使用済核燃料を六ヶ所所再処理工場へ搬出する方針」との施設等の「等」の記述は、原発以外の研究所等で保管している使用済核燃料も本県に搬入貯蔵されることになり、拒否することを明言すること。
- (3) 同計画(案)に使用済MOX燃料の再処理を六ヶ所再処理工場で想定しているが、これまでは、六ヶ所工場以外の再処理工場で行うとし、1984年(昭和59年)の電事連の立地要請にも含まれていない内容であり、拒否することを明言すること。
- (4) 高レベル放射性廃棄物最終処分地確保等の「核のゴミ」対策が全く進まない中で、計画(案)では「バックエンドプロセス」加速化として、再処理を明記し、更に「六ヶ所再処理工場竣工等のバックエンド問題の進展」と明記し、核のゴミ処分に関する、六ヶ所再処理工場の比重を高めようとしていることは容認できず、各々の国、施策に県として協力しないことを明言すること。

以上

連絡先 青森県八戸市根城9丁目19-9 浅石法律事務所内

0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com